

2014年9月4日

景品表示法における課徴金制度導入に関する意見

消費者問題ネットワークしずおか

当団体は、貴庁が公表した平成26年8月26日付「不当景品類及び不当表示防止法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（仮称）の概要」（以下、「課徴金概要案」という。）に対し、次のとおり意見を申し述べる。

【1】意見

1 意見の要旨

- (1) 課徴金制度を導入することには賛成する。
- (2) 課徴金概要案1(2)アにおいて、乗じる率を100分の3としているが、これを100分の10とすべきと考える。

2 意見の理由

(1) 意見の要旨(1)について

(ア) 生産と消費が分化して久しい今日、日常生活において商品を購入することと、骨とう品店に行って高額な骨とう品を購入しようとしたり、掘り出し物を見つけようとしたりすることは、かなり次元の異なる話である。前者の場合において、消費者が商品それ自体を観察することによってその品質や性能を見抜くことは、困難というべきである。むしろ、一般消費者は、広告や商品に付された表示を信頼し、その表示に基づいてそれらの価値を見出し、選択しているのである。したがって、表示は、消費者の健全な経済活動を支える重要な土台であり、社会全体の信頼に応えるべきもの、ということができる。

(イ) 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、ネットなど、広告を取り扱うあらゆる媒体には、公共性または公益性が根源的に求められる。したがって、いくら広告収入が得られるからといって、何でも掲載してよいという訳ではない。虚偽の内容の広告はもちろん、真偽不明なものであっても、その掲載は制限されるべきである。そのような精神が行き過ぎた商業主義によって少しでも歪められれば、広告による甚大かつ無差別

な消費者被害を引き起こしかねないのである。

- (ウ) 客観的事実に基づいた「落ち着いた」広告制度が確保されることは、消費者の健全な経済活動を支え、もって健全な企業や市場の発展に大きく寄与するものと思料する。それらの実効性を担保する措置として、課徴金制度は有意義であると考ええる。

(2) 意見の要旨(2)について

自動車事故を起こしたとき、加害者は民事的な賠償責任を負いつつ、刑事罰や行政罰の制裁も同時に受ける。不当表示によって消費者被害を起こした場合に、それと同様の結果が当該不当表示行為者に与えられたとしても、同者はそれを甘受すべきと考ええる。まして、消費者被害の無差別性、被害回復の困難性(被害者全員が返金請求の手続きを採るわけではないことを含む。)を考慮すれば、制限された期間内の対象商品又は役務の売上額の3%という課徴金の金額は、僅少に過ぎるといわざるを得ない。もちろん、課徴金と被害者に対する返金は次元の異なるものではあるが、あまりに僅少な課徴金では、事業者側のモラルハザードを誘発しかねないと危惧する。

(3) 追記

不当な表示を頒布した広告媒体にも、広告主に対する課徴金と同額の課徴金を課すべきである。